

入退所判定指針

平成 30 年 9 月 1 日

社会福祉法人 ハッピーネット
特別養護老人ホーム 中野林ゆめの園

第1条 目的

この指針は、特別養護老人ホーム中野林ゆめの園（以下「施設」という。）のサービスを受ける必要性が高いと認められる者を優先的に入所させるために「さいたま市特別養護老人ホーム優先入所指針」（以下「指針」という。）の趣意に基づき、施設独自の視点を加えて、介護の必要の程度及び家族などの状況を勘案し、これらの方が、施設サービスを受ける必要性が高いと認められる場合、優先的に入所させることを目的とする。

第2条 入所の対象となる者

- (1) 入所の対象となる者は、要介護3以上の認定を受けている者で常時介護を必要とし、居宅において介護を受けることが困難な者とする。
- (2) 要介護1又は2の認定を受けている者のうち、常時介護を必要とし、やむを得ない事情により居宅において日常生活を営むことが困難である者（次に掲げる「特列入所の要件」いずれかに該当する者）とする。

【特列入所の要件】

- ア 認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること。
- イ 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること。
- ウ 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難であること。
- エ 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること。

第3条 入所申込の手続き

- (1) 入所の申込み
 - ア 入所の申込は、入所希望者本人又は家族等（以下「申込者」という。）が「特別養護老人ホーム中野林ゆめの園入所申込書」（以下「申込書」という。）を施設に直接提出して行う。なお、申込内容に変更が生じた場合には、施設に連絡し、施設が必要と認めた場合には再度申込書を提出する。
 - イ 入所を希望する本人が要介護度1又は2の認定を受けている場合においては、入所の申込みをするに当たって、「特列入所の要件」に該当し、やむを得ない事情により居宅において日常生活を営むことが困難である理由を付記の上、申し込む。
- (2) 入所申込の受付
 - ア 施設は、申込書の受付に際し、原則として入所希望者又は家族等と面接のうえ、入所を希望する本人の心身の状況等を確認する。
 - イ 施設は、入所を希望する本人及び家族等に対し、この規程に定める入所に関する手続き及び入退所の必要性を評価する基準等について説明を行い、申込書の「説明確認欄」に署名を受ける。
なお、入所を希望する本人が、要介護度1又は2の認定を受けている場合には、特列入所の要件についての説明を併せて行うこと。

- ウ 施設は、入所を希望する本人（以下「申込者」という。）から申込書を受付けた場合には、下記の入所順位決定の手続きに沿って管理をする。
- エ 要介護度1又は2の認定を受けている者から「特例入所の要件」に該当し、やむを得ない事情により居宅において日常生活を営むことが困難である理由が記載されている場合には、当該申込者が要介護度1又は2の認定を受けていることをもって申し込みを受け付けないことはできない。
- (3) 施設は、申込書を受け付けた場合には、速やかに特別養護老人ホーム入退所決定調査票（以下「調査票」という。）（様式3）を作成し、優先順位を付けた待機者名簿を調整する。
- (4) 要介護1又は2の認定を受けている者から申込みされた場合、申込者が特例入所の要件に該当するか否かを判断するに当たっては、次に掲げる取扱いにより、入所判定が行われるまでの間に施設と申込者の介護保険の保険者である市町村（以下「保険者市町村」という。）との間で情報の共有等を行う。
 - ア 施設は、要介護1又は2の認定を受けている者から申し込みがあった場合には保険者市町村に対して報告を行う。（様式5）
 - イ 施設は、当該申込者が特例入所の要件に該当するか否かを判断するに当たって、保険者市町村に意見を求めることができる。（様式6）
なお、意見を求めるに当たっては、調査票を添えることとする。
 - ウ 保険者市町村は、施設から意見を求められない場合も含め、施設に対して意見を表明することができる。

第4条 入所申込の手続き

- (1) 施設は、入所及び退所にかかる事務を処理するため合議制の入退所検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
 - ア 委員会の構成
 - ① 施設長（委員長）
 - ② 看護職
 - ③ 介護職
 - ④ 生活相談員
 - ⑤ 介護支援専門員
 - ⑥ 第三者委員
 以上6名を委員とする。
 - イ 委員の任期

委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。また、委員は再任されることができる。
 - ウ 委員会の議長

この委員会の議長は、中野林ゆめの園施設長が務める。
 - エ 委員会の開催

委員会は、委員長である施設長が招集し、概ね3ヶ月に1回程度開催するものとする。また、必要に応じて緊急の委員会を開催できる。
 - オ 委員会の所轄事務

委員会は、申込書、調査票、待機者名簿及び保険者市町村の意見（特例入所の

場合に限る)等に基づいて入退所の必要性を総合的に検討し、特例入所の要件の該当の有無の決定、入所順位の決定、入所者に係る退所の検討等を行う。

カ 委員会の議事録

委員会は、開催ごとに議事録を作成し、5年間保存するとともにさいたま市又は、埼玉県から求められた場合には、これを提出しなければならない。

キ 守秘義務

委員は、業務上知り得た申込者及び家族等に係る情報を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(2) 入所順位の評価基準

委員会は、申込者の状況等を総合的に勘案し、入所に係る優先順位を決定する。

ア 次の基準項目について、別表の「入所順位の評価基準」に基づき点数化し、合計点数の高い順に優先順位を付ける。

- ① 本人の状況
- ② 介護の必要性
- ③ 在宅介護の困難性
- ④ 本人の住所地

イ なお、アの方法で順位付けが困難な場合には、更に次の項目を順次勘案し、優先順位を付ける。

- ① 待機順位（長短の順）
- ② 年齢（高い順）

(3) 施設の入入れ体制による調整

委員会は、次の項目を勘案し、処遇上やむを得ないと判断した場合には、優先順位を調整できる。

ア 性別に応じた居室の状況

イ 認知症に対する施設の入入れ体制

ウ 医療行為を必要とする場合における施設の入入れ体制

第5条 入所の必要性を評価する基準

(1) 結果の通知

施設は、委員会で決定された順位について、申込者又は家族等へ書面により通知する。

(2) 説明責任

施設は、申込者又は家族等から入所順位の決定に関して説明を求められた場合には、その内容について説明しなければならない。

(3) 入所辞退者の取り扱い

申込者及び家族等の都合により、入所の辞退があった場合には、施設の判断により一定の期間順位を繰り下げることができる。一定期間経過後入所辞退者から再度申し出がない場合には、待機者リストから削除し、その旨の記録を残す。

(4) 入所順位決定の再確認等

施設は、入所順位の上位に決定した者に対し、必要に応じてその後の状況等を再確認し、調査票を見直すことができる。

第6条 入所順位決定の例外的取扱い

(1) 次の場合には施設長の判断により例外的に入所順位の設定ができる。

ア 老人福祉法第1条第1項第2号の規定に基づく措置入所委託及び措置入所に準ずる緊急的な事案として福祉事務所から入所の依頼がある場合。

イ 緊急的な入所の必要性が認められ、委員会を招集する余裕がなく、施設長が緊急に入所が必要と認めた場合。

ウ さいたま市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（条例第70号）第23条に定める入所者の入院期間中の取扱いによる場合。

(2) 施設長は、(1)の理由により例外的に入所順位の設定を行った場合には、その内容を委員会に報告しなければならない。

第7条 退所について

(1) 委員会は、次の入所者の心身の状況や退所後の環境等を十分に検討したうえで退所を決定するものとする。

ア 要介護状態の改善が認められる場合。

イ 平成27年4月1日以降に入所した者のうち、要介護認定で「要介護1又は2」と認定された場合。

(2) 委員会は、平成27年4月1日以降に入所し、その後、要介護認定において、「要介護1又は2」と認定された者のうち、特例入所の要件に該当すると認められる者であり、かつ、その者の心身の状況や退所後の環境等から退所に当たらないと認められる者については、継続して入所することができるものとする。

(3) 施設は、医療行為の必要性が増大し、施設での介護が困難である入所者について、退所を決定することができる。

なお、退所を決定した場合においては、委員会に報告を行うものとする。

(4) 施設は、退所を決定した入所者に対し、速やかに決定を伝えるとともに、決定理由を説明しなければならない。

第8条 退所に関して留意すべき事項

退所を検討するに当たっては次の項目に留意する。

(1) 入所者や家族の意向

入所者・家族の意向を十分確認するとともに、意向を十分尊重し、安易に施設側の理由により退所を促すことがないよう留意する。

(2) 心身の機能や健康状態の安定性

(3) 家庭における介護力の安定及び介護環境

(4) 退所に向けた入所者への支援の方法

入所者及び家族に対して、入所者の退所後の生活の場や利用できるサービス等について関連する情報提供及び十分な相談を行い、居宅介護支援を行う者に対する情報提供に努めるほか、その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者等との綿密な連携などの退所に向けた支援を行う。

第9条 指針の見直し

この指針は、一定期間ごとに有効性を見直す。なお、見直す必要が生じた場合には、随時見直しを行う。

附則

この指針は、平成27年4月1日から適用する。

この指針は、平成29年4月1日から適用する。

この指針は、平成29年9月1日から適用する。

この指針は、平成30年4月1日から適用する。

この指針は、平成30年9月1日から適用する。

入所順位の評価基準

1 本人の状況（最高点40点）

要介護度	5	40点
	4	35点
	3	25点
	2	10点
	1	5点

2 介護の必要性（最高点15点）

在宅サービスの利用率 8割以上 6割以上8割未満 4割以上6割未満	15点 10点 5点
老健・病院等の入所・入院期間 2年以上 1年以上2年未満 6月以上1年未満	15点 10点 5点

※ 老健・病院等の入所・入院期間による配点又は在宅サービスの利用率による配点のどちらか高い方を採点とする。

※ 在宅サービスの利用率の採点については、介護保険施設に入所している者の場合は、当該施設に入所する前の状況とする。

3 在宅介護の困難性（最高点35点）

認知症等による行動障害により在宅生活が困難 主たる介護者である家族がいない（音信不通を含む） 主たる介護者が長期入院、施設入所によりいない 主たる介護者が高齢又は障害者等で介護が困難 複数の要介護者がいるため介護負担が大きい 主たる介護者が就業又は育児により介護が困難 家族等の支援が困難かつ地域の介護サービス等に不足がある その他の理由により介護が困難	0～35点 25点 20点 15点又は20点 15点又は20点 15点 15点又は20点 5点
--	--

※ 老健・病院等に入所している者の場合は、退所する時点での状況により判断する。

4 本人の住所地

さいたま市内	さいたま市外
10点	0点

別表 特列入所の要件 判断基準例

要件	基準
ア、認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること	調査票「認知症等による行動障害により在宅生活が困難」の項目のうち、頻繁に見られる行動番号に該当するものがある場合
イ、知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること	みどりの手帳（療養手帳）又は精神障害者保健福祉手帳を所有している者、かつ、調査票「認知症等による行動障害により在宅生活が困難」の項目のうち、頻繁に見られる行動番号に該当するものがある場合
ウ、家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難であること	福祉事務所からの要請がある者又は福祉事務所等に確認の上、施設長がそれに準じると判断する者
エ、単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること	調査票「家族等の支援が困難かつ地域の介護サービス等に不足がある」の項目に点数がつく者

別表 入所順位の評価基準 採点基準例

3 在宅介護の困難性

項目	採点基準	配点
認知症等による行動障害により在宅生活が困難	1～8の項目を各4点。9～15の項目を各2点とし、頻繁に見られる行動においては点数を2倍とする。(上限を35点とする)	左記計算より算定
主たる介護者が高齢又は障害者等で介護が困難	主たる介護者が高齢、かつ、障害者等で介護が困難である場合。 または、主たる介護者が高齢又は障害者により介護が困難であり、かつ、主たる介護者においても要介護の認定を受けている場合。	20点
	主たる介護者が高齢又は障害者等で介護が困難である場合。	15点
複数の要介護者がいるため介護負担が大きい	介護が必要な者（要介護度3以上の者）が2名以上。	20点
	介護が必要な者（要介護認定をされている者）が2名以上。	15点
家族等の支援が困難かつ地域の介護サービス等に不足がある ※1	単身世帯又は主たる介護者及び家族（従たる介護者等）からの支援が困難であり、かつ、調査票「家族等の支援が困難かつ地域の介護サービス等に不足がある」の項目のうち三つ以上該当する場合。	20点
	単身世帯又は主たる介護者及び家族（従たる介護者等）からの支援が困難であり、かつ、調査票「家族等の支援が困難かつ地域の介護サービス等に不足がある」の項目のうち二つ以上該当する場合。	15点

※1 金銭面及び負担限度額による不足を除く。